

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書	ii	9								目次	目次のページにある「第9章 民間提案施設事業に関する事項」とあるのは「第8章」の誤植とされます。	誤記ですので修正します。
2	要求水準書	3	1	3	3-2						整備業務の概要	「新水泳場内に総合スポーツセンターにある健康ルームと同等以上のトレーニングルーム等を設ける。(陸上競技場管理棟等の別棟に設けることも可とする。)」とありますが、料金設定は水泳場に設けた場合と総合スポーツセンターに設けた場合とでは扱い方が違うのかご教示ください。ご教示ください。	本事業実施に伴う周南市体育施設条例の改正時に健康ルームの利用料金の上限価格は見直しません。民間事業者の提案で上限価格より下げることが可とします。なお、要求水準書(案)第6章2.2-5.(3)もあわせてご参照ください。 なお、新たに整備する健康ルームは総合スポーツセンター以外に整備してください。
3	要求水準書	3	1	3	3-2						整備業務の概要	総合スポーツセンターの外壁及び軒天の前面を対象とした改修を行う。タイルの劣化部分の張替え、塗装仕上材の塗替え、シーリング打ち替えを行う。」とありますが、劣化部分について調査した資料があればお示しください。無い場合、範囲の想定はどの様にすればよいかご教示ください。	詳細な劣化調査資料はありません。基本的には、全面改修を想定していますが、改修が必要ないと判断する部位は除外します。 入札公告時に改修対象部位の範囲を示します。
4	要求水準書	3	1	3	3-2						整備業務の概要	新水泳場の欄にトレーニングルームを設ける旨の記載がありますが、新水泳場と陸上競技場管理棟等の別棟の双方に設けることは可能でしょうか。	必要機器を分けて設置する場合においても、双方のいずれの施設でも、現在の健康ルームと同等の機能が果たせる範囲において可とします。
5	要求水準書	5	1	4	4-3						災害時の拠点施設としての機能	基本計画では新水泳場付近に災害対策本部が計画されていますが、必要なスペースおよび機能についてご教示ください。	大規模災害発生時における物資(水資源を含む)の引き渡し等を想定しています。車両にて西側に面する市道から進入し、物資を受け取り、メインエントランス等へ通過できる等、物資等の引き渡しに支障のないような動線計画としてください。経路の想定は入札公告時に示します。

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
6	要求水準書	5	1	4	4-3						災害時の拠点施設としての機能	また地域防災拠点として、各施設において必要な諸室および非常用電源、水源、燃料等があればご教示ください。	整備水準については、今回の要求水準書(案)で記載する内容によります。実際の大規模災害発生時には周南緑地基本計画の図7-6及び参考図に発災時の土地利用図(案)を掲載していますので、参考にしてください。
7	要求水準書	7	1	7							事業スケジュール	各施設の整備スケジュールが示してありますが、特に遵守しなければならない項目(イベントや大会等)があれば、ご教示ください。	今現在のところはございません。令和5年度分も含めて、入札公告時にその時点での予定は示す予定です。
8	要求水準書	8	1	8							現行の指定管理者からの引継ぎ	「事業者は現行の指定管理者～から適切に引き継ぐこと」とありますが、維持管理期間は事業契約締結直後より開始されることとなっています。事業契約締結前より引継ぎを行うという認識でよろしいでしょうか。また、引継ぎ期間についてはどの程度の期間を想定されているでしょうか。	事業者の判断で契約前の準備行為として事業契約締結前より引継ぎを行うことは可とします。
9	要求水準書	8	1	8							現行の指定管理者からの引継ぎ	「事業者は現行の指定管理者～から適切に引き継ぐこと」とありますが、引継ぎ期間中の維持管理・運営業務は新しい事業者が担うとの認識で良いでしょうか。また、引継ぎ期間の対価の算出についてはどのようにお考えでしょうか。	前段について、現行の指定管理者は令和5年3月まで現在の施設を維持管理・運営します。後段について、契約前の準備行為及び契約後の令和4年度中の引継ぎに関する対価をPFI事業のサービス対価とは別に支払うことは想定していません。
10	要求水準書	8	1	9							公益財団法人周南市体育協会との連携	体育協会専用事務所の水光熱費については事業者負担とありますが、事業者側で使用量のコントロールができませんので、コメーター等による別管理(体育協会による負担)としていただけないでしょうか。	原案の通りとします。なお、体育協会専用事務所の光熱水費が体育協会の責により著しく増加した場合は市は協議に応じます。

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
11	要求水準書	8	1	10							市のスマートシティ実現に向けた取組への協力	エリアマネジメントの実施にあたり、事業者は協力すること」とありますが、具体的にはどのような協力を求められるのでしょうか。	要求水準書の内容を達成するにあたり、必要な業務に支障のない範囲で、各施設で行う催し等の案内掲示や、事業区域で行う自主事業等の広報内容の作成等を想定しています。また、このことにより市民等がエリアを回避し、公園利用者が増大した場合の駐車場等の整理等についても要求水準に示す合理的な範囲においては協力の内容に含まれます。
12	要求水準書	8	1	11							エリアマネジメントへの協力	「(スマートシティ実現に向けた)取組の実施にあたり、事業者は協力すること」とありますが、具体的にはどのような協力を求められるのでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.11に加え、公園利用者を対象とする市独自の取り組みの使用調整や市が行う施設の設置等を想定しています。
13	要求水準書	8	1	11							エリアマネジメントへの協力	西緑地及び横浜・遠石緑地との連携については、自主事業・民間提案施設事業の範囲において提案を妨げるものではないとありますが、両緑地に都市公園法施行令第5条各項に示す施設が設置可能との理解でよろしいですか。	ご理解のとおりですが中央緑地と東緑地との連携を前提にご提案ください。また、要求水準書(案)記載のとおり各緑地の特色を生かしたものとすることとします。このことについては、提案内容の事前確認により提案内容がそれに合致するか確認する予定としています。
14	要求水準書	9	1	12							事業期間内の市の整備事業の実施	本事業の整備期間を除く事業期間内に市による別箇所の整備や老朽化施設更新防災施設整備を行う予定があるとのことですが、市の整備に伴い本事業の運営が中断する場合に、当初想定していた利用者収入補填等は貴市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	老朽化施設の更新については、本事業実施に支障がない範囲で日程を調整するものとしますが、更新期間が長期に渡る市の施設整備に伴って減少した当初想定していた利用者収入と支出を考慮しサービス対価を補填します。なお、現在市が想定する老朽化施設の更新によりサービス対価に影響を及ぼすであろう施設利用に支障が生じる日数は半日から1日程度(停電・断水等)で終わるものを想定しており、この部分については補填は行いません。

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
15	要求水準書	9	1	12							事業期間内の市の整備事業の実施	本事業の整備期間を除く事業期間内に市による別箇所の整備や老朽化施設更新防災施設整備を行う予定があるとのことですが、具体的な計画、期間等があればご教示ください。	既に明確になっている事業については総合スポーツセンターのメインアリーナ及び多目的ホールの空調設備の改修を予定しており、令和4年度～5年度までの工期を予定しています。その他、老朽化対策工事については、配布資料38に示す長寿命化計画が優先順位となりますが、各種施設の改修等に支障がないように実施する必要があるため、決定した事業者と調整を行うことを予定しています。また、周南緑地基本計画に示す中長期的な整備目標についても実施する計画ですが時期等の詳細は未定です。
16	要求水準書	13	1	19	19-1						著作権等	提案書類の全部又は一部が公表される際には、事前に事業者にも連絡いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	提案書類の全部または一部を公表する場合は、事前に事業者を確認します。
17	要求水準書	14	2	1	1-1						立地に関する事項	緑地公園内の施工日や施工時間について、制限があれば教示ください。	特にありません。ただし、要求水準書(案)記載のメインアリーナと多目的ホールのLED化の同時施工を避けることに加え、サッカー場と陸上競技場、陸上競技場とランニングコース、庭球場全面の同時施工等、代替施設の使用がいずれかの場所で可能なよう、競技や利用者配慮することとし、事業者の提案事項とします。
18	要求水準書	14	2	1	1-1						立地に関する事項	事業区域面積として、中央緑地:226,000 m ² 、東緑地:304,000 m ² との記載がありますが、実施方針では敷地面積と記されています。当該面積が事業区域面積である場合は、陸上競技場管理棟・スタンド屋根建設(中央緑地)および新水泳場建設(東緑地)それぞれの建築基準法上の敷地面積をご教示ください。	実施方針に関する質問への回答No.34をご参照ください。

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
19	要求水準書	14	2	1	1-2						土地に関する事項	各種建ぺい率の検討にあたり、建築基準法および都市公園法における建ぺい率の算定等について、現在の状況をご教示ください。	事業区域の都市公園法における建ぺい率を提示します。
20	要求水準書	15	2	1	1-5						埋蔵文化財の状況	埋蔵文化財とは具体的に何があるのでしょうか。	総合スポーツセンター(多目的体育館)北は五月ヶ浴古墳、運動広場東は、風呂ヶ浴窯跡です。民間提案施設の整備や他施設の施工の際に配慮してください。
21	要求水準書	18	2	3	3-1	(1)					新水泳場の構成	「延床面積は、トレーニングエリアを含め 2,100㎡程度を基本とするが、事業者の提案により増減を認める」とありますが、延べ床面積の増減の制限はございますか。	延床面積の下限は-10%を想定しています。上限はありませんが、隣接する駐車場の整備について要求水準書に示す台数を確保できる規模としてください。詳細は入札公告時に示します。なお、要求水準書(案)に関する質問への回答No.36もご参照ください。
22	要求水準書	18	2	3	3-1	(1)					新水泳場の構成	太陽光発電により生じた電力の利用については、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	事業地内で消費するものとし、売電等はできないものとします。
23	要求水準書	18	2	3	3-1	(1)					新水泳場の構成	延床面積がトレーニングエリアを含め2,100㎡程度を基本とありますが、各種機械室等は含まない面積と考えてよろしいでしょうか。	各種機械室等を含めた面積です。学校授業で支障なく利用できるプールサイドを確保した床面積としてください。なお、要求水準書(案)に関する質問への回答No.36もご参照ください。
24	要求水準書	18・24	2		3-1	(1)/(4)					新水泳場の構成/共用エリア	共用エリアの観覧スペースについて固定席数が20席程度と30席程度と2種類の表記があります。どちらでお考えでしょうか。	30席程度を正としてください。

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
25	要求水準書	19	2	3	3-2	(1)	イ				基本方針	市内小学校の授業時は一般利用者の利用は行わないものと考えて宜しいでしょうか。(観覧席含む) また、授業時以外(授業の前後等)の一般開放は可能と考えて宜しいでしょうか。	前段について、市内小学校の授業時は、一般利用者のプール、観覧席及びプール用更衣室利用は不可とします。なお、トレーニングエリアを新水泳場に併設する場合は、一般利用者の動線と市内小学校の利用動線を分けてください。 後段について、授業時以外の一般開放は可としますが、盗撮等がないように学校利用前の更衣室の確認を行ってください。
26	要求水準書	21	2	3	3-2	(5)	②				プールエリア	25mプールにおいて、スタート台の設置は想定されているでしょうか。	着脱式を両側に設置することを想定しています。
27	要求水準書	21	2	3	3-2	(5)	②				プールエリア	25mプールにおいて、タッチ板はプールの両側に設置が必要でしょうか。	両側に設置することを想定しています。
28	要求水準書	21	2	3	3-2	(5)	②				プールエリア	全般 イ 「水温、室温は27℃～30℃程度」とありますが、プール公認規則では水温は25～28℃の記述があります。一般利用時と競技時に水温を変えて運用するという理解でよろしいのでしょうか。	水温、室温ともにプール公認規則に基づくものとします。
29	要求水準書	22	2	3	3-2	(5)	②				プールエリア	幼児プール ア に「水深0.6mは程度とすること。」ありますが、水深の最小、最大の指定があるかご教示ください。	指定はありません。幼児プールという位置づけを踏まえた提案事項とします。
30	要求水準書	22	2	3	3-2	(5)	②				プールエリア	プールサイド イ に「学校授業において最大3クラス同時利用を想定している。」とありますが、1クラス何名と想定すればよいかご教示ください。	現在、周南市では1クラス最大35人編成となっています。資料28もあわせて入札公告時に修正します。
31	要求水準書	22	2	3	3-2	(5)	②				プールエリア	25mプール エ に「プール層出入り部分の1ヶ所以上を手すり付きのスロープ及び階段によるものとし」とありますが、スロープまたは階段でもよいかご教示ください。	スロープ及び階段としてください。
32	要求水準書	22	2	3	3-2	(5)	②				プールエリア	3クラス同時利用は概ね100人程度と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.30をご参照ください。

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
33	要求水準書	22	2	3	3-2	(5)	②				プールエリア	25mプールは、公認プールの場合、水深は、1.35m以上となっています。1m以上では、公認取得できないかと思いますが、1.35m以上にする認識で問題ないでしょうか？	スタート台を設置した場合に必要な1.35m以上を確保してください。学校授業においては、水深が深くなり過ぎないように運用面で配慮してください。
34	要求水準書	23	2	3	3-2	(5)	③				更衣エリア	通過式洗浄設備 ア 学校授業等を想定した場合、同時利用は4～6名程度の想定でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、学校授業が円滑に進められることを前提に提案に委ねます。
35	要求水準書	24	2	3	3-2	(5)	④				共用エリア	観覧スペース ウ 固定席は30人程度が着席とありますが、p.18の表には、固定席は20席程度とあります。いずれを正とすればよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.24をご参照ください。
36	要求水準書	25	2	3	3-2	(5)	⑤				管理エリア	機械室・電気室は屋内ではなく、屋外への機器設置も提案可能と考えてよろしいでしょうか。	可としますが、維持管理(費用・メンテナンスの容易性)及び景観に考慮してください。なお、屋外に設置する場合は、外構フェンス等を含めた当該面積を提案上の延床面積に含めて提案して差し支えありません。
37	要求水準書	25	2	3	3-2	(5)	⑥				トレーニングエリア	健康ルームの規模は同等以上とありますが、更衣室および多目的室の規模についてはどのようにお考えですか。	更衣室は現況程度以上を想定しています。多目的室は提案によります。多目的室利用も踏まえて、更衣室規模を設定してください。
38	要求水準書	26	2	3	3-2	(6)		イ			外構計画	出入口部分には、鍵付き門扉を設置するよう記述がありますが、これは前面市道からの車両進入を制限するもので西側ゲート部のみと考え、南側メインエントランスからの動線については新水泳場への門扉による立ち入り制限はなしと考えて宜しいですか。また、西側市道および南側エントランスは高低差がありますがフェンス等はお考えではありませんか。	前段について西側部分は開放とし、南側はスロープに車両が進入できないよう、着脱式の車止めを設置することとします。後段について、周南緑地基本計画P19に示す通り「周辺のまちと公園が調和した…」という位置づけも踏まえ、フェンスの設置は想定していませんが、安全性の配慮については、要求水準書(案)第2章3,3-2(6)植栽 アをご参照ください。
39	要求水準書	26	2	3	3-2	(6)		イ			外構計画	サイン形状については、独立型でお考えですか。壁面設置も可能と考えて宜しいですか。	いずれの方法でも可能とし、提案事項とします。

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
40	要求水準書	26	2	3	3-2	(6)					外構計画	電気自動車の充電ステーション等は不要と考えて宜しいでしょうか。	要求水準とはしませんが、事業者の提案により設置可能です。
41	要求水準書	26	2	3	3-2	(6)					外構計画	整備エリア内に保存等の必要な樹木があればご教示ください。	現時点での想定はありません。
42	要求水準書	26	2	3	3-2	(6)					外構計画	敷地面積及び建築面積に対する必要緑化面積等の基準についてご教示ください。	周南緑地基本計画P22において緑化となっている部分に水泳場を設置する場合は、その緑化相応分は緑化することとし、それ以外の内容については、周南緑地基本計画等の全体方針、要求水準書(案)に記載の景観への配慮事項等を参考とし、提案に委ねます。
43	要求水準書	27	2	3	3-3	(1)					耐震性能	建築構造体の分類Ⅱ類とありますが、大地震時の層間変形角の制限値を1/100と考えますが、よろしいでしょうか。	「建築構造設計基準」における大地震時の層間変形角の確認と同様に、大地震時の層間変形角の制限値はRC造・SRC造は1/200、S造は1/100としてください。 重要度係数を考慮した保有水平耐力時における変形角は、構造体に応じて適切に考慮し、RCの場合は1/100以下としてよいです。
44	要求水準書	29	2	3	3-4-2	(6)		ア			発電設備	災害時等に対応するための最低限必要な施設(室・機能)等について、具体的にご教示ください。	管理エリアの事務室等諸室機能及びエントランス・ロビーを想定しています。
45	要求水準書	30	2	3	3-4-2	(16)		ウ			自動火災報知設備	既存施設との接続するとの表記がありますが、総合スポーツセンターを示すと考えて宜しいですか。	ご理解の通りです。
46	要求水準書	31	2	3	3-4-3	(2)		ク			空気調和設備	建築設備設計基準・同要領には、山口がありませんので、下関と読み替えることでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
47	要求水準書	31	2	3	3-4-3	(2)		ケ			空気調和設備	ここで示された屋内温湿度条件は、プールエリアを除く条件という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
48	要求水準書	32	2	3	3-4-4	(2)		イ			給水設備	本記述は、受水槽を設置する場合の要求水準で、受水槽の設置は関係機関との協議により決定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
49	要求水準書	32	2	3	37714	(4)		イ			排煙設備	自然排煙を基本とし、必要に応じて機械排煙ができる設備とするとありますが、無窓居室に関しては、内装制限による告示緩和をで対応し、機械排煙設備を用いない方法を採用することは可能ですか。	ご理解の通りです。
50	要求水準書	33	2	3	3-4-4	(8)		ウ			プール循環ろ過設備	循環ろ過設備の設置について「浴槽」とありますが、どの部分の事でしょうか。	浴槽については削除します。また、設置したい場合は、民間提案施設としての提案とします。
51	要求水準書	33	2	3	3-4-3	(8)		ウ・カ			プール循環ろ過設備	プール及び浴槽との表記がありますが、別に浴槽設備が必要でしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.50をご参照ください。
52	要求水準書	33	3	3	3-4-4	(8)		カ			プール循環ろ過設備	「浴槽に対する循環ろ過設備」に関する記述がありますが、新水泳場への浴場の設置について必要性をご教示ください。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.50をご参照ください。
53	要求水準書	34	2	4	4-1	(2)	①	ア			照明器具	アリーナ照明器具は現状は安定器一体型で、すべてメンテナンスデッキから器具交換可能と考えてよろしいでしょうか。	機材の搬入経路や安全性等を考慮し、メンテナンスデッキから器具交換はできないものと想定しています。
54	要求水準書	34	2	4	4-1	(2)	①	ウ			照明器具	アリーナ照度について、特別に配慮が必要な競技種目があればご教示ください。	特定の競技種目に特化した配慮は定めていませんが、調光等の機能については要求水準書(案)に対する質問への回答No.55をご確認ください。
55	要求水準書	34	2	4	4-1	(2)	①	オ			照明器具	調光機能の付加などは事業者による判断でよろしいでしょうか。もし必要な演出スタイル等があればご教示ください。	提案に委ねますが、調光やブロック別ごとの点灯について考慮してください。
56	要求水準書	34	2	4	4-1	(2)	②				外壁・軒天	金属屋根の軒天(パネルおよびボード部)の改修方法については、塗装塗り替え等で考えても宜しいですか。	ご理解の通りです。

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
57	要求水準書	34	2	4	4-1	(2)	②				外壁・軒天	外壁タイル部の劣化部の補修方法について、張替を行う場合、既存と同種のタイルがないことが想定されます。その場合は、同色系色タイルでの施工となりますが宜しいですか。また、内部タイルの補修につきましては、今回事業対象外と考えて宜しいですか。	前段後段ともにご理解の通りです。
58	要求水準書	34	2	4	4-1	(2)	②				外壁・軒天	ステンレス屋根の全面カバー工法改修については、主要構造部の過半の大規模改修となり、確認申請が必要と思われますが、構造検討用に、既設図面の構造計算書等をご提供頂けますか。また、アスファルト露出防水の改修方法につきまして、市の方でご指定の工法がありますか。	前段について、回答No.62の想定方法においては建築確認申請の要はないものと確認していますが、設計の内容によらず、実施時における要否は、周南市建築指導課への確認・協議事項になります。 資料14 01_(仮称)徳山市多目的体育館建設工事 設計図(建築) S-55、下段を参考にしてください。 後段について、改質アスファルトシート防水(AS-J1)による被せを想定しています。
59	要求水準書	34	2	4	4-1	(2)	②	ア			外壁・軒天	外壁のタイル劣化部について、具体的な場所や数量等について、調査資料等の提供をお願い致します。	事前調査は実施していませんが、概数でタイル面の2割程度の張替え費用を見込んでいます。
60	要求水準書	34	2	4	4-1	(2)	②	ア			外壁・軒天	また同上タイル部の改修方法について、想定されている工法をご教示ください。	張替えの他に、アンカーピンニング各種工法を想定しています。
61	要求水準書	34	2	4	4-1	(2)	③	ア			屋根	ステンレス屋根(既存図面にステンレス防水溶接工法の記載)を全面改修とのことですが、現状の不具合発生状況についてご教示ください。	台風等の荒天時に一部漏水が発生することがあります。
62	要求水準書	34	2	4	4-1	(2)	③	ア			屋根	同上部についてカバー工法により全面改修とのことですが、想定されている材料・工法・納まり等の詳細について、ご教示ください。	硬質ウレタンフォーム等を敷き込み、ステンレス防水を被せます。

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
63	要求水準書	34	2	4	4-1	(2)	③	ア			屋根	また同上部の改修について、漏水等による野地板等の劣化は発生していないものと考えてよろしいでしょうか。 発生している場合は、場所や程度についての詳細をご教示ください。	野地板等の劣化は経年劣化程度のものとお考えください。
64	要求水準書	34	2	4	4-1	(2)	③	イ ウ			屋根	アスファルト防水部について、現状漏水等はないものと考えてよろしいでしょうか。 発生している場合は、場所や程度についての詳細をご教示ください。	ご理解の通りです。
65	要求水準書	35	2	4	4-1	(3)	①	ア			管理棟	既存の管理棟(スロープ)を解体撤去するとありますが、スロープについては、新設復旧する必要はなしと考えて、屋上へのアプローチ若しくは、2階からの避難経路は不要と考えて宜しいですか。	2階への車いす使用者等の移動はエレベータを想定しています。
66	要求水準書	35	2	4	4-1	(3)	②	ア			スタンド	新設する管理棟に整備する諸室について、既存の管理棟に準ずるとありますが、具体的な要求水準項目があればご指示下さい。	既存管理棟の諸室に記録測定に対応できる室を追加する程度です。会議室は必要ですが、現状の広さを参考に提案に委ねます。 バリアフリー対応と、競技用備品が保管できる倉庫スペースを確保してください。
67	要求水準書	35	2	4	4-1	(3)	④	ア			照明柱	必要照度について、要求水準があればご指示願います。	各競技等の規定による基準を踏まえ、詳細については入札公告時に示します。
68	要求水準書	35	4	4	4-1	(3)	④	ア			照明柱	照明設備について必要照度等をご教示ください。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.67をご参照ください。
69	要求水準書	36	2	4	4-1	(4)	①	ア			サッカーフィールド	「サッカーフィールド周囲はクレイ舗装から全天候型舗装(ゴムチップ舗装)に改修すること。」とありますが、実施方針23頁及び要求水準書3ページはウレタン塗装、資料3の1・5頁にはカラーアスファルト舗装と記載があります。どの記載が正かご教示ください。	全天候型舗装(ゴムチップ舗装)が正です。

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
70	要求水準書	36	2	4	4-1	(4)	①	ウ			サッカーフィールド	要求水準書(案)に関する質問No.131の芝生広場整備において、道路レベルとした場合、掘削工事で発生した残土や転石について最終的な処分は市で行って頂く考えでよろしいでしょうか？	芝生広場整備は、本事業で整備を必須とはしていません。事業者の提案により整備する場合、全て事業者にて対応してください。
71	要求水準書	36	2	4	4-1	(4)	②	ア			観覧スタンド	陸上運動場同様、樹脂製のスタンドベンチの設置はお考えですか。	想定していません。
72	要求水準書	36	2	4	4-1	(6)	① ②	ア			屋外トイレ	「和式から洋式に改修」「トイレブースも更新」と記載がありますが、③陸上競技場南屋外トイレ同様に、既存トイレを解体撤去の上、新設とすることは可能でしょうか。	ご理解の通りですが、新設の場合であっても予定価格は見直しません。
73	要求水準書	37	2	4	4-2	(2)	③	イ			駐車場	基本的に撤去予定の植栽について、記念植樹や希少植物等があれば、ご提示願います。	想定していません。
74	要求水準書	40	3	1	1-5						実施体制	事業の全期間にわたり、変更を可能な限り避けるとありますが、建設期間と運営期間での変更も認められないのでしょうか。	事業者内での十分な引継ぎを行うことを前提に可とします。なお、設計建設と維持管理運営を並行して実施する期間においても総括責任者は1名としてください。
75	要求水準書	40	3	1	1-5						実施体制	総括責任者について、資格要件や現場への常駐義務はないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
76	要求水準書	40	3	1	1-5	ア					実施体制	「総括責任者」の配置について、常駐を求められていないと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.75をご参照ください。
77	要求水準書	42	3	2	2-3	(1)		カ			業務の要求水準	事業評価報告書を毎年3月末までに提出とありますが、年度末(3月末)までの業務遂行状況を評価する関係上、同月中の提出は困難ですので、提出期限を翌月末等としていただけませんか。	事業評価報告書の提出期限を翌月末と修正します。
78	要求水準書	44	4	1	1-3						業務責任者及び管理責任者	見出しに「業務責任者及び管理責任者」と記載されていますが、管理責任者に関する記述がありません。管理責任者の定義をお示しください。	管理責任者の記載は削除します。

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
79	要求水準書	45	4	1	1-6						保険	付保を必要とする保険は、SPCまたは施設整備業務実施企業が付保すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	付保する保険については入札公告時に示します。
80	要求水準書	48	4	4	4-1						総則	専門別の主任技術者の配置は協力会社や下請け会社から選任してもよろしいでしょうか。	建設業法の規定によることとしますが、全体として連携を図るものとします。
81	要求水準書	50	4	4	4-2	(1)	①	ア			建設工事	「事業契約書、要求水準書、提案書、実施設計図書及び施工計画書」の記載に万一齟齬や矛盾があった場合、いずれの書類が優先的に適用されるかご教示願います。	各書類の優先順位は事業契約書(案)において示します。 実施設計図書及び施工計画書は、事業者より提出する書類のため、齟齬や矛盾がないようお願いいたします。仮に齟齬が生じた場合は、市との協議により決定します。
82	要求水準書	50	4	4	4-2	(1)	①	エ・オ			建設工事	エ・オに記載のある地元説明は別々に実施が必要でしょうか。	オにおいて、基本設計及び実施設計完了時を位置付けているため、同時期に具体的な着工計画(最低でも月単位)等を事業者が示すことが可能であれば同時実施は可能とします。ただし、地元説明において、着工前への説明を求められた場合は応じることにします。
83	要求水準書	50	4	4	4-2	(1)	①	エ			建設工事	近隣施設の定義を具体的に示されたい。	施設に隣接する企業・非営利団体・公共施設管理者とします。
84	要求水準書	50	4	4	4-2	(1)	①	オ			建設工事	近隣住民等の範囲を具体的に示されたい。	周陽地区・遠石地区自治会とします。
85	要求水準書	50	4	4	4-2	(1)	①	オ			建設工事	近隣住民等への説明会の開催にあたり、必要に応じて、貴市もご同席いただくことは予定されていますでしょうか。	ご理解の通りです。

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
86	要求水準書	51	4	4	4-2	(1)	①	チ			建設工事	埋蔵文化財の発掘調査が必要となった場合、調査の進展具合により事業予定期間内に工事が完成しないことが想定されますが、この場合の工事が完成しないことへの責任は事業者にならないものと理解してよろしいか。	資料5埋蔵文化財位置図以外の位置で埋蔵文化財の発掘調査が必要となった場合は、ご理解の通りです。
87	要求水準書	51	4	4	4-2	(1)	①	ナ			建設工事	監督員事務所に必要な広さや備品等の具体的な条件があれば、ご教示願います。	5名程度が入室できるスペースとして、テーブル、書棚等を適宜準備してください。別途、定例会議等が開催できる会議室はご準備ください。
88	要求水準書	52	4	4	4-2	(2)		エ			備品等の調達及び設置業務	資料10や資料12には記載がありませんが、水深調整台は事業者側での準備が必要でしょうか。	資料10に示すプールフロアが水深調節台に該当します。事業者にて用意してください。
89	要求水準書	52	4	4	4-2			エ			備品等の調達及び設置義務	学校で用意する備品の置き場は必要でしょうか。置き場が必要な場合、その面積をご教示ください。	要求水準書(案)第2章,3,3-2,(5)②器具庫イに示すとおりビート板を保管できるようにしてください。
90	要求水準書	52	4	4	4-2			キ			備品等の調達及び設置義務	リースにて調達した備品がある場合、事業契約終了時に、貴市に当該リース契約を引き継ぐことよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示す備品のリース調達の場合においては、健康ルームのトレーニング機器及びAEDを除き事業終了時に市は無償にて譲渡を受けることとします。健康ルームのトレーニング機器及びAEDについては、リース契約事業期間終了後に自動更新とならないようにしてください。
91	要求水準書	52	4	4	4-2	(2)		オ			備品等の調達及び設置業務	「体育協会が利用してきた資料12「体育協会貸与備品」の備品について破損等した場合は、事業者の責において再調達すること。」ありますが、(資料12の)取得日より耐用年数が超えている備品も対象となるかご教示ください。	取得日より耐用年数が超えている備品が破損し、必要な場合は事業者所有として調達してください。

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
92	要求水準書	53	4	4	4-2	(2)		サ			備品等の調達及び設置業務	備品の内容及び数量について、事業者の提案をもとに、市と事業者で協議の上、適切な内容及び数量を決定し、市の承認を得ること。と記載されていますが、貴市との協議により提案の内容及び数量変更が生じた場合の費用は貴市に負担していただけると理解してよろしいでしょうか。	備品の内容及び数量に変更が生じた場合は、事前に協議の上、提案費用内で納まるようにしてください。
93	要求水準書	53	5	5	5-2	(1)		ア			解体・撤去に係る事前調査業務	解体・撤去業務責任者は建設業務責任者が兼務可能でしょうか。	可能です。
94	要求水準書	55	5	5	5-2	(1)		イ			解体・撤去に係る事前調査業務	必要に応じて、周辺建物及び構造物等の家屋調査(事前・事後)を行うこととありますが、どのエリアまで必要とお考えですか。(例えば、解体対象物から半径何m以内等)	工事を行う箇所の敷地境界から15m程度を想定しますが、周辺状況を加味して事業者として適切と考える範囲で設定してください。
95	要求水準書	55	5	5	5-2	(3)		ウ			解体・撤去工事業務	「事業契約書、要求水準書、提案書、実施設計図書及び解体工事施工計画書」の記載に万一齟齬や矛盾があった場合、いずれの書類が優先的に適用されるかご教示願います。	各書類の優先順位は事業契約書(案)において示します。 実施設計図書及び解体工事施工計画書は、事業者より提出する書類のため、齟齬や矛盾がないようお願いいたします。仮に齟齬が生じた場合は、市との協議により決定します。
96	要求水準書	56	4	5	5-2	(3)		サ			解体・撤去工事業務	市の指示に従ったことにより生じた費用は、貴市が負担するものと理解してよろしいでしょうか。	市・事業者の双方が契約書・要求水準書等の内容を確認するなかで事業を進めることを前提に、内容により協議の上、決定するものとします。
97	要求水準書	57	5	1	1-4	(1)					開業準備業務責任者	開業準備責任者は、常駐する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	開業準備責任者は、常駐を必須とはしませんが市と速やかに連絡が取れるようにしてください。
98	要求水準書	57	5	1	1-5	(2)					業務報告書	開業準備業務において、月次業務報告書を毎月末に作成し、市に提出することとありますが、提出は事業期間と同じ翌月の10日までに提出することでよいでしょうか。	翌月の10日までの提出とします。
99	要求水準書	58	5	2	2-1	(5)					開業準備期間中の維持管理業務	開業準備期間中の光熱水費は市の負担との理解でよいでしょうか。	新水泳場の開業準備期間中の光熱水費は事業者負担とします。

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
100	要求水準書	60	6	1	1-6	(1)					光熱水費	「光熱水費は、全て事業者の負担とする。」とありますが、水光熱費相当分サービス対価から事業者が支払いを負担するという認識でよろしいかご教示ください。	ご理解の通りです。
101	要求水準書	60	6	1	1-6	(1)					光熱水費	電気、水道、ガス等はすべて事業者負担とありますが、新設する屋内プールについては、トラックレコードが存在しないため、サービス対価については、どのようにお考えでしょうか？お聞かせください。	新水泳場の光熱水費は入札時の事業者提案金額に基づきサービス対価として事業期間にわたり支払います。
102	要求水準書	61	6	1	1-7	(1)	ウ				運営総括責任者(館長)	「運営総括責任者(館長)は、原則としてスポーツ施設の閉館時間中は本施設に常駐」とあり、「運営業務責任者は閉館時間中は常に配置」とありますが、「常駐」と「常に配置」の違いについてご教示ください。	「常に配置」は「常駐」と同意で、「常駐」に統一します。
103	要求水準書	61	6	1	1-7	(2)		イ			運営業務責任者	総括責任者と運営総括責任者(館長)と運営業務責任者の3者は兼務が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
104	要求水準書	61	6	1	1-7	(2)		ウ			運営業務責任者	「健康ルーム運営業務の業務責任者」とありますが、健康ルームには「業務責任者」(運営業務責任者と同列)が必要との理解でよろしいでしょうか。それとも、事項要求水準書(案)P621-7(3)にある「運営業務担当者」のうち「健康ルームを担当する者」を配置することでもよろしいでしょうか。	健康ルームには「業務責任者」(運営業務責任者と同列)を配置してください。なお、業務責任者と運営業務担当者は兼ねることができるものとします。
105	要求水準書	62	6	1	1-7	(3)		ウ	a		運営業務担当者	「新水泳場、総合スポーツセンター、庭球場には、救急講習等の修了者または、同等の有資格者(共にAED使用法修了含む。)を配置すること」とありますが、それぞれの施設に1名以上を配置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
106	要求水準書	62	6	1	1-7	(3)		ウ	b		運營業務担当者	「日本体育施設協会公認「体育施設管理士、体育施設運営士」資格及び日本スポーツ協会公認「スポーツ指導員等」「スポーツコーチ1」等の資格を有した者を配置すること」とありますが、本施設で1名以上を配置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
107	要求水準書	62	6	1	1-7	(3)		ウ			運營業務担当者	運營業務担当者で配置が必須とされている者のうち、一人が複数の資格を持っている場合は、資格ごとに人員を配置する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	要求水準書	66	6	1	1-11	(5)					保険	付保を必要とする保険は、SPCまたは運營業務実施企業が付保すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	付保する保険については入札公告時に示します。
109	要求水準書	66	6	1	1-11	(6)					提案内容の見直し	5年に1回の運營業務の事業者提案内容の見直しに合わせて、環境や社会情勢の変化に対応するために費用が発生する場合は、貴市にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	5年に1回の運營業務の事業者提案内容の見直しによって、事業者が提案する見直し内容を市が認めた場合且つ見直しによって追加で費用がかかる場合は市が追加する費用を負担します。ただし、事業者提案内容の見直し内容を実施するにあたり必要となる追加費用を勘案し、市は事業者の提案内容の見直しを認めない場合もあります。
110	要求水準書	66	6	2	2-1						公園の休場日、本施設の休館日	総合スポーツセンター以外の両公園内のスポーツ施設の定期点検日として月1回の休館日を設けることができますが、プールの場合水抜き及び清掃があり1日では不可能です。水抜き清掃日を追加してもよいか、ご教示ください。	新水泳場は定期点検のため月1日以上の休みとすることを可とします。これに伴い要求水準書を修正します。
111	要求水準書	66	6	2	2-1						公園の休場日、本施設の休館日	新水泳場のプールの水の入替は表に記載の期間で年1回行うという理解でよろしいでしょうか。	プールの水の入替え頻度は事業者提案に委ねます。

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
112	要求水準書	68	6	2	2-5	(1)					利用料金体系	「利用者を特定化する会員制を導入して、入館金を徴収すること及び定期券の販売は認めない。」とありますが自主事業として会員制や定期券を設定することは可能かご教示ください。	自主事業として通常の施設利用に関し会員制の導入や定期券を設定することは不可とします。 自主事業として行う教室やイベントにおいて会員制の導入や定期券を設定することは可能ですが、都市公園(その上に立地する運動施設を含む)が、一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることに鑑み、特定の少数の者に利用が限定される場合や他の利用者による利用を著しく阻害する提案は自主事業に限定せず不可とします。内容については提案内容の事前確認等で確認を行う予定です。
113	要求水準書	75	6	3	3-6	(2)		エ			スポーツ・遊びの教室棟実施業務	「屋内プールでの事業実施に当たっては、原則として25mプールの一部を使用することとし、一般利用者のレーンを確保すること。」とありますが、レーンの確保数は事業者の判断に任せると考えて良いかご教示ください。	一般利用に支障のない範囲で、事業者の判断で設定してください。
114	要求水準書	76	6	3	3-7	(4)					ネーミングライツ事業への協力	ネーミングライツパートナーについては、本事業者の募集とは別の公募により行う。とありますが、本事業者の構成企業等もネーミングライツの募集に参加は可能でしょうか。	可とします。なお以下ホームページに掲載の「周南市ネーミングライツ導入ガイドライン」もあわせてご参照ください。 http://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/5/52991.html
115	要求水準書	80	6	3	3-11	(2)					飲食提供業務	大会・イベント時等の利用者が多い日においては、弁当・軽食等の販売やキッチンカーを用意する等の方法で利用者の利便性を高めるよう飲食を提供することとありますが、これらにかかる施設使用料は無償との理解で良いでしょうか。無償でない場合は、その料金設定についてご教示願います。	弁当・軽食等の販売やキッチンカー等での飲食の提供に係る費用はスポーツ施設内では目的外使用許可、公園内では使用許可が必要となります。当該許可に係る費用は入札公告時に示します。

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
116	要求水準書	80	6	3	3-11	(2)		ア			飲食提供業務	飲食の提供を満たした上で、軽食喫茶スペースを利用者サービス業務の用に供することは可能でしょうか。	利用者の利便を図る範囲で可能です。
117	要求水準書	80	6	3	3-11	(2)		ウ			飲食提供業務	「飲食・休憩スペースに飲料の自動販売機の設置が必要となる場合は、公益財団法人周南市体育協会が飲料の自動販売機を設置する」とありますが、この設置に係る収益及び占有、電気料金等費用の取扱いをご教示願います。	現況の設置台数から増えない場合は電気料金は事業者負担とします。現況の設置台数を超える場合は民間事業者の負担とならないよう市が体育協会を含め調整します。
118	要求水準書	80	6	3	3-11	(2)		ウ			飲食提供業務	現在自動販売機を設置していると思受けられますが、当事業を受託し、SPCが指定管理者として指定された後も公益財団法人周南市体育協会にて継続して設置するという認識でよろしいでしょうか。また、その場合、電気料金などの取り扱いをご教示願います。	前段についてはご理解の通りです。後段については要求水準書(案)に関する質問への回答No.117をご参照ください
119	要求水準書	83	7	1	1-6	(2)					園地等	①「資料 27「総合スポーツセンター等仕様」の水準を下回らないものとし」と記載がありますが、資料26総合スポーツセンター等仕様の認識でよろしいでしょうか。 ②「周南市土木工事標準仕様書」、「周南市土木局業務委託標準仕様書」を遵守すること。」との記載がありますが、貴市HPにて記載が見受けられません。入手方法をご教示願います。	①資料26総合スポーツセンター等仕様の誤記です。修正します。 ②「山口県土木工事共通仕様書」「山口県業務委託共通仕様書」を遵守すること」と修正します。
120	要求水準書	84	7	1	1-7	(1)	①	カ			市の負担区分	「新水泳場において市が用意した備品」との記載がありますが、こちらの細目をご教示願います。	ビート板100枚程度及び学校授業で特別に使用する備品を想定しています。なお、ビート板100枚については学校授業利用用として新水泳場器具庫に保管するものとし、学校授業で特別に使用する備品は学校授業利用時に各学校が持ち込みます。

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
121	要求水準書	90	7	1	1-13	(4)					保険	付保を必要とする保険は、SPCまたは維持管理業務実施企業が付保すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	付保を必要とする保険の詳細は入札公告時に示します。
122	要求水準書	95	7	8	8-1						日常管理業務	日常管理業務において、利用者の安全性確保及び快適性に配慮、とありますが、現在事業用地及び周辺地域において野犬が大きな問題になっていると思われま。野犬の問題は、本事業地内に関する問題ではなく、地域全体の課題であることから、野犬対応及び費用負担については発注者様のご負担とさせていただけないでしょうか。	施設の日常管理の範囲内において野犬に餌やりをする人への注意、看板の設置、巡回、草刈の実施等の野犬対策を行うこととします。なお、野犬の捕獲までを民間事業者を求めるものではありません。
123	要求水準書	101	8	1	1-1						業務の目的	「民間事業者の独立採算による施設の整備・運営を提案・実施することができる」とありますが、民間事業者の提案施設で事業を行わない時間帯などを利用して、運営企業等が自主事業を行うことは可能との理解でよろしいでしょうか。	可能ですが、周南緑地基本計画や要求水準書(案)の要求水準書(案)P75における自主事業に関する記載の「屋外の敷地またはスポーツ施設内において」という点に留意してください。
124	要求水準書	101	8	1	1-3			ウ			整備・運営の基本要件	民間提案施設の設置可能な建ぺい率が、それぞれ事業区域面積の1%以内、5%以内とありますが、民間提案施設の設置場所が両緑地のどちらの場合でも、両緑地を合わせた530,000㎡(226,000㎡+304,000㎡)に対して1%以内、5%以内との理解でよろしいでしょうか。	ご質問の1%以内、5%以内の対象は事業区域となる両公園を合わせたものとなります。また、その面積については48.56ha(中央緑地部分(市民の森を除く)19.47ha、東緑地部分(交通センターを除く)29.09haの計)となります。なお、これとは別に用途地域等の建築基準も合わせて満たす必要があることに留意してください。
125	要求水準書	101	9	1	1-3			ウ			面積(建ぺい率)	都市公園法施行令第5条6項の便益施設で事業区域面積1%以内であれば、個別には面積制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	複数の施設の設置を想定している場合は、その合計が1%以内であることを要件としています。

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
126	要求水準書	101	9	1	1-3			オ			民間提案施設の設置管理許可期間	民間提案施設に関して、例えば当初から5年間の設置許可申請を行い、その後、5年毎に業務内容を見直したうえで新たに設置管理許可申請を行うことでもよろしいでしょうか。	市の承認の上、可とします。
127	要求水準書										事業全体	要求水準案では、事業全体に関する経営管理業務等について記載がありませんが、事業全体の実施体制も含め今後追加される予定でしょうか。	SPCの経営に関する事項は契約書類にて示します。
128	要求水準書										関係先協議	提案期間中に、本事業の計画に関する協議(確認・相談)を関係行政機関等と行うことは可能と考えてよろしいでしょうか。	可とします。
129	資料2	iii									現況測量図等	前面道路レベルおよび敷地南側部分、東側敷地について、地盤レベルの記載がありません。現況地盤レベルについて資料提供をお願いします。	メインエントランスの通路整備完成図を入札公告時に配付します。 その他、本事業において、必要な調査は事業者にて実施してください。
130	資料2	iii									現況測量図等	縦横断面図面について資料提供をお願いします。	縦横断面図を入札公告時に配付します。 その他、本事業において、必要な調査は事業者にて実施してください。
131	資料3										本事業の区域等	資料3「本事業の区域等」の中央部にあるメインエントランス南側の芝生広場の仕上レベルは、現状レベルのままか、または前面道路レベルか、どのようにお考えですか、ご教示願います。	メインエントランス南側の芝生広場は民間提案施設の候補地として示している敷地であり、芝生広場の整備は要求水準ではありません。

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
132	資料3										本事業の区域等	要求水準書(案)に関する質問No.131の芝生広場整備工事において、近隣の地質調査結果や法面の転石出土状況より岩掘削も想定されます。貴市で整備された交差点の改良工事において、土質状況や施工方法について情報をご提供頂けますか。また、岩掘削となった場合、周辺住宅地への振動騒音等の影響も懸念されるため、近隣対策費として別途費用を見込んで頂くことは可能ですか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No.70及びNo.131をご参照ください。
133	資料3	1								3	本事業の区域等	本事業の対象外として交通教育センター・市民の森が記載されておりますが、具体的な範囲についてご教示ください。	交通教育センターは、市道及び東緑地内通路に囲まれた区域です。資料3に区域図を追加します。 市民の森は、実施方針に関する質問への回答No.1をご参照ください。
134	資料3										本事業の区域等	現在要求水準書にある計画範囲の駐車場以外で、予定事業費内であれば追加の駐車場計画は可能でしょうか？	可能です。要求水準書(案)P34の4-2公園施設整備・(1)基本方針をご確認ください。 ただし、これら要求水準書(案)記載を上回る整備については、駐車場のみの場合によらず、資料39に示す箇所に設置できるものとし、民間提案施設の条件と同様に、相応の緑化を行うこととします。
135	資料3										本事業の区域等	令和4年4月21日「周南緑地体育施設等整備に関する調査特別委員会」における状況報告資料5ページに示された図では、中央緑地から野球場西側エリアの一部がPFI事業の維持管理運営エリアから外されていますが、どちらが正と考えればよろしいでしょうか。	本事業の範囲については資料3をご確認ください。

要求水準書(案)に関する質問書

No.	書類名	頁	章	1	1-1	(1)	①	ア	(ア)	資料	項目名	質問の内容	回答
136	資料28										学校授業支援水準	学校授業支援は、6月～10月(7月21日～8月31日を除く)の平日8時30分～12時とありますが、授業が実施されている時間帯の一般開放は不可との理解でよろしいかご教示ください。	ご理解の通りです。なお、要求水準書(案)に関する質問への回答No.25をご参照ください。
137	資料29										トレーニング機器一覧	資料29トレーニング機器一覧に示されている機器類は、総合スポーツセンターの健康ルームと同等以上の機能、設備を有する備品との理解でよろしいかご教示ください。	ご理解の通りです。
138	資料33										オイルタンク配置図	図中⑦番の場所に、駐車場の整備計画がなされています。同場所には戦時中のオイルタンクのコンクリート壁および床が残存している可能性があり、駐車場整備工事時に、地中障害が生じた場合の対応につきまして、ご教示願います。また、当時オイルタンク1基の所在が不明との記述がありますが、工事中にタンクが出土した場合の措置についてもご教示下さい。	前段について、実施方針に関する質問への回答No.48をご参照ください。 後段について、所在不明のオイルタンクが出土した場合は実施方針別添資料3リスク分担表の用地瑕疵リスクとして取り扱います。 なお、資料33のうち左上の番号が振られていない2基については、オイルタンクとして使用されていたものと建設途中であったものですが、どちらがオイルタンクとして使用されていたものか記録的にも判明不可ですが、資料33にて提示した位置以外にオイルタンクがあった記録はありません。
139	資料33										オイルタンク配置図	上記に関連して、土壌汚染の届けはが必要な場合に、地歴等の資料提供を頂けると考えて宜しいですか。また、過去に公園内施設整備時に、土壌汚染の届け出はされているかご教示願います。	土壌汚染の届け出は必要であり、これまでの市が実施してきた工事においても届け出をしています。